

ごみの資源化に係る奨励金と補助金について (手引書)

～自治会や団体等の引き継ぎ書として御利用ください～



令和6年4月
三木市環境政策課

三木市のごみの資源化に係る奨励金と補助金は3つあります

①資源ごみ集団回収運動奨励金
対象：自治会、団体等



対象の資源ごみ「紙・布・缶」と「びん」に分かれています。
「びん」の回収は市が事業者と契約しているため申請不要で回収量に応じた奨励金が指定口座に振り込まれます。
※詳細は2～3ページ参照

②資源ごみリサイクル活動奨励金
対象：①の申請者のみ



①の奨励金の申請者に対し、1年間に実施した集団回収の回数と総回収量に応じた奨励金を交付します。
「紙・布・缶」の回収が対象で、「びん」の回収は対象外です。
※詳細は4ページ参照

③古紙自主回収活動奨励補助金
対象：自治会のみ



ごみステーションの古紙回収は原則、市が実施しています。
自治会全域の市の回収を行わず、独自に回収事業者と契約し、古紙回収を実施する自治会に対して1年間で1ステーションあたり1万円の補助金を交付します。
※詳細は5～6ページ参照

①資源ごみ集団回収運動奨励金について

個別に回収事業者と契約し、資源ごみの集団回収(以下「集団回収」という。)を実施する自治会や団体等を対象に回収量に応じた奨励金を交付します。

資源ごみは「紙・布・缶」と「びん」に分かれています。「びん」については市が事業者と契約して回収しているため、申請不要で回収量に応じた奨励金が指定口座に振り込まれます。

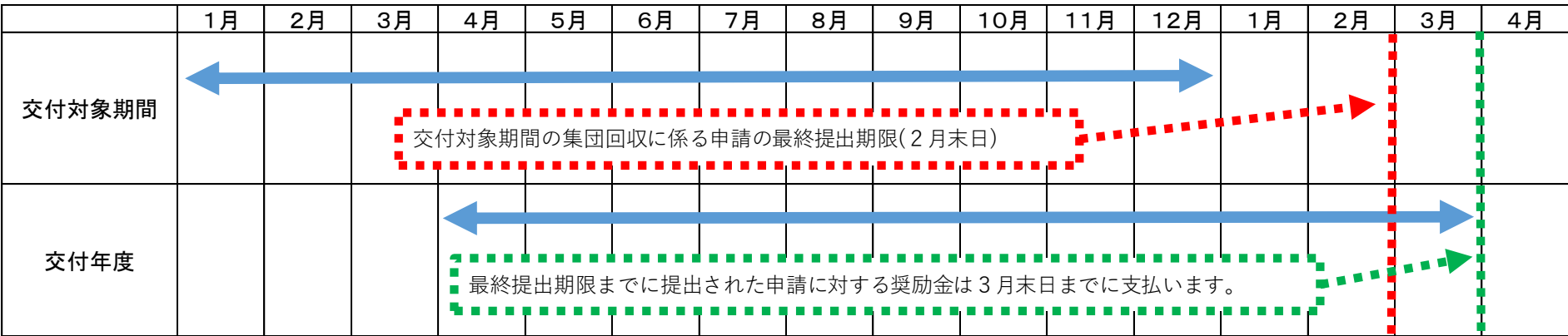
★交付対象期間：1月から12月までに実施した集団回収

【令和5年度の場合】

令和5年1月から令和5年12月までに実施された集団回収が対象となります。令和6年1月から令和6年3月までに実施される集団回収は令和6年度に奨励金として支払われます。

★「紙・布・缶」の奨励金申請方法について

- ・ 集団回収実施後、契約先の事業者から計量証明書等(各資源ごみを何kg回収したか把握できる内容のもの)を請求し、申請書(請求書も併せて)に添付して市生活環境課まで提出(郵送可)してください。
- ・ 申請は何度でも受付可能です。
- ・ 各年度の最終提出期限は2月末日です。
- ・ 年度が過ぎた申請は受付できませんので、あらかじめ御了承願います。



★奨励金の額について

「紙・布」は1 k gあたり4円の奨励金を支払います。

「缶・びん」は1 k gあたり5円の奨励金を支払います。

★「紙・布・缶」の奨励金支払い時期について

- ・7月末日までに提出された申請(書類等に不備なしの場合)については8月下旬に支払います。
- ・1月末日までに提出された申請(書類等に不備なしの場合)については2月下旬に支払います。
- ・2月末日(最終提出期限)までに提出された申請(書類等に不備なしの場合)については3月下旬に支払います。

★「びん」の奨励金について

- ・毎年5月頃に奨励金の支払先の振込口座を確認するため、市役所から衛生常務員宛に確認文書を送付します。
- ・支払先の振込口座に変更がある場合は6月末日までに市環境政策課までお知らせください。
- ・1月から6月までの回収分については8月末日に支払います。
- ・7月から12月までの回収分については2月末日に支払います。

②資源ごみリサイクル活動奨励金について

資源ごみ集団回収運動奨励金を申請している自治会や団体等に対し、1年間(1月から12月まで)の集団回収の実施回数と総回収量に応じた奨励金を交付します。

★奨励金の申請方法について

- ・毎年1月に市役所から奨励金の申請案内を送付します。
- ・申請書(請求書も併せて)に1年間(1月から12月まで)の資源ごみ集団回収運動実績(回数と回収量)を記入の上、市環境政策課に提出(郵送可)してください。
- ・申請は1年に1回です。
- ・各年度の最終提出期限は2月末日です。
- ・年度が過ぎた申請は受付できませんので、あらかじめ御了承願います。

★奨励金の支払い時期について

- ・1月末日までに提出された申請(書類等に不備なしの場合)については2月下旬に支払います。
- ・2月末日(最終提出期限)までに提出された申請(書類等に不備なしの場合)については3月下旬に支払います。

③古紙自主回収活動奨励補助金について

ごみステーションの古紙回収は原則、市が実施しています。

自治会全域の市の回収を行わず、独自に回収事業者と契約し、古紙回収を実施する自治会に対して補助金を交付します。

★交付対象期間： 1月から12月まで

★補助金の額について

- ・ 1ステーションあたり 1万円の補助金を支払います。

※ただし、1カ月1回以上かつ1年間以上古紙回収を実施することが条件となりますが、天候不順等など、やむを得ない理由がある場合はその限りではありません。

※年間における古紙回収の実施月数が12に満たない場合は、1万円を12で割り戻して(小数点以下は切り捨て)実施した月数を掛けた金額(100円未満は切り捨て)を補助金とします。

【(例)年間実施月数が10の場合】

$$10,000円 \div 12 = 833.333\cdots \approx 833円$$

$$833円 \times 10 = 8,330円 \approx 8,300円(1ステーションあたり8,300円が補助金)$$

【(参考)実施月数が12に満たない事例】

- ・ 交付対象期間の途中から自治会で個別に古紙回収を実施した場合
- ・ 交付対象期間の途中で個別の古紙回収を辞めた場合
- ・ 台風や大雨で予定していた古紙回収実施できなかった場合

★補助金の申請方法について

- ・毎年1月に市役所から補助金の申請案内を送付します。
- ・申請書(請求書も併せて)に実施期間と対象のごみステーションの数量を記入の上、市環境政策課に提出(郵送可)してください。
- ・申請は1年に1回です。
- ・各年度の最終提出期限は2月末日です。
- ・年度が過ぎた申請は受付できませんので、あらかじめ御了承願います。

★実施状況の報告について

補助金申請と併せて、年間の実施状況の報告書を提出してください。

ただし、三木市資源ごみ集団回収運動奨励金の申請をする場合は、実施状況の報告を省略することができます。(ただし、1か月1回以上の実施が確認できない場合は追加で実施状況の報告を求めることがあります。)

★補助金の支払い時期について

- ・1月末日までに提出された申請(書類等に不備なしの場合)については2月下旬に支払います。
- ・2月末日(最終提出期限)までに提出された申請(書類等に不備なしの場合)については3月下旬に支払います。